

Title	交詢社創立前史
Sub Title	Pre-inauguration history of Kojunsha Club
Author	佐志, 伝(Sashi, Tsutae)
Publisher	三田史学会
Publication year	1980
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.50, No.記念号 (1980. 11) ,p.123- 153
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	国史 第五〇巻記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19801100-0127

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

交詢社創立前史

佐 志 伝

一 はじめに

交詢社は昭和五十五年（一九八〇）一月二十五日、創立百周年を迎えた日本最古の社交クラブである。⁽¹⁾ その創立は明治十三年（一八八〇）にさかのぼり、福沢諭吉の主唱の下に慶応義塾の卒業生を中心とし、「知識交換世務諮詢」を目的として結成されたもので、一月二十五日発会式当日、社員数はすでに一七八七名をかぞえ、当時としては一大勢力を形成していたといつてよいであろう。国会の開設ははまだ分明とならず、むろん政党の結成もみられない時期に、オピニオン・リーダーと自他共に任じている福沢の行動は、時の流れに大きな波紋を起さずにはおかなかった。明治十二年から翌十三年にかけて、自由民権運動はようやく盛り上りを示し、明治十四年の政変のきっかけをなした交詢社の「私擬憲法案」は、交詢社員のごく一部のメンバーによる草案とはいえ、岩倉具視や伊藤博文ら政府要人の交詢社をみる目が、警戒の色を濃くしたことも事実である。しかし、このような政治的啓蒙活動は、交詢社結成の目的である世務諮詢の全てではなかった。交詢社の活動は、明治十四年以後はむしろ政治活動とは関係を断つ方向に進んでおり、十六年以後は、松方デフレ政策による不景気の煽りをうけてその経営にかけりを生じてきたので、知識交換という、より実用・実利的な目的の高揚につとめているようにみうけられる。本稿では創設期における交詢社の、特に創設にいたる過程を主唱者福沢諭吉の年譜的な行動過程と、慶応義塾の歴史とを二本の軸として、基礎的な史料に基づいて克明にあとづけ、あえて交詢社の社会的役割や

使命というものに対する論評は避けてゆくつもりである。というのも、従来の交詢社に関する記述は、なぜか基礎史料をあまり利用していない、ということに気付いたからである。

ところで、交詢社はすでに百年の歴史をもっているのであるが、その間一度もみずからの歴史を編纂したことがない。ただわずかに社員名簿の巻末に、数葉にわたって石河幹明（『福沢諭吉伝』全四巻の著者）がしるした「交詢社創立略史」を持つのみであって、それも昭和三年十一月の記述である。しかも、大正十二年（一九二三）の関東大震災によって、創立以来の根本史料の全てを失っているので、基礎的な史料といっても実は当時の編纂物である機関誌に頼らざるをえないという状況である（その機関誌も百年間に二度休刊しその期間を合せると三十年間に及んでいる）。

交詢社に論及している著書・論文のいくつかを列挙してみると、次のようになる。

石河幹明『福沢諭吉伝』第二巻「交詢社の設立」（七六四―七八四頁）昭和七年岩波書店刊

鵜崎鷺城「交詢社論」『中央公論』大正二年五月号

後藤靖「自由民権期の交詢社について」(1)『日本史研究』第一三三号、一九七三年六月刊

後藤靖「自由民権期の交詢社名簿」『立命館大学人文科学研究所紀要』第二四号、一九七七年四月刊

昆野義平「福沢諭吉と交詢社の設立」『福沢手帖』第一六号、昭和五十年三月刊

右の論考で、石河のものは交詢社の設立から初期の社員構成をのべたもので、交詢社の紹介記事としてはもっともまともだったものとして定評があるが、二・三の誤りが見受けられ、しかもそれが多くのものに引用されている。鵜崎の文章は、いわゆる大正政変に関する記事で、大正政変で暗躍したといわれる交詢社員の人物評であって、新聞記者一流の歯に衣させぬ寸評に終始している。立命館大学教授後藤靖氏の二編の論文は、交詢社を学術論文としてとりあげた最初のものであり、自由民権運動の背景のなかで初めて交詢社がクローズアップされ、その組織形態や社員構成の政治的旗幟を鮮明に、かつ詳細に記述してあり、他の追従をゆるさぬ画期的論文といえよう。最後の福沢諭吉協会理事昆野氏の論考は、明

治生命保険会社の創設者阿部泰蔵の史料を利用されたもので、簡潔にして要を得たものである。これらの諸研究に従いつつ、多少の新史料を紹介しながら、交詢社創立までの過程を叙述するのが本稿の目的である。

二 創設の背景

交詢社は後述するように、明治十二年（一八七九）夏から結社の動きがみられ、翌十三年一月に発会式を挙げて、はなばなしく活動を開始するのであるが、この時期はあたかも、日本の政治・経済・社会のあらゆる分野において、明治初年の政府主導型の開発事業がようやく収まりをみせ、替って民間企業が自立経営の営みをみせ始め、やがて開始される官営企業の民間企業への払下げが行なわれる政策転換の時期に当たっていた。しかし一方経済界は、西南戦争後の不換紙幣濫発によるインフレーションによって不況の気配を濃くしはじめ、やがて大蔵卿松方正義によるデフレ政策という大蛇を振わざるをえないような状態に陥ちこんで行くのである。このような時期における慶応義塾の経営状況と、福沢諭吉の、その対応策を含めての行動日程を年譜式においてみると、次のようになる。

まず慶応義塾の経営悪化は明治十一年（一八七八）春からみられ、福沢は四月十日に大久保一翁、翌十一日には勝安芳を訪問して、両名が財産を管理している徳川家から、慶応義塾維持のため資金を借用しようと工作している。⁽²⁾ この借用計画は、徳川家の財政にその余裕がないという理由で大久保から断ってきたことが、同年六月一日付の勝安芳宛福沢書翰〔福沢手帖〕³および『福沢諭吉年鑑』²中の「参上の節御内話申上候一条は不成の旨、大久保様より御文通被下い才承り候。事の成不成に拘らず清襟を煩はし多方に御周旋被成下候段、万々難有仕合深奉感謝候」という文言で知られる。

慶応義塾内部では、十一年十月、それまで中津市学校の校長をしていた浜野定四郎を東京に呼び戻し、塾長として義塾の経営を一任してその改善に取り組んでいる。（『福沢諭吉全集』第十七卷二五七頁、浜野定四郎宛福沢諭吉書翰、なお同全集の引用は以後「二七一―二五七」のごとくに略記する）。徳川家からの資金借用が失敗に終わった結果、福沢は交渉の相手を政府に変え、

半年後の十一月二十八日に大蔵卿の大隈重信を訪問し、翌二十九日には文部大輔田中不二麿・文部卿西郷従道をたずねて、義塾への資金借用を願ひ出て、「私塾維持之為資本拝借之願」を提出している（明治十一年十一月二十九日付大隈宛福沢書翰、一七一―二六一）。借用の内容は無利息二十五万円を慶応義塾維持の資本金として、十一年十二月より十カ年間借用し、抵当として福沢諭吉名義の実価二十五万円相当の公債証書を差出し、その利子を運用したいというものである。政府資金を一私学へ貸与するということには政府部内でやはり困難があったらしく、十二月十一日には大蔵省書記官河瀬秀治の自宅を訪問し、その助言により教育のために資金援助は前例がないから、商業経営という名義で出願した方がよいということで、「製茶輸出ニ付資本拝借之願」という案文をつくり、翌十二日に大隈の許へ送ったが、結果的にはこれは使用されなかった（十二月十二日付大隈宛福沢書翰、一七一―二六八）。

これらの案は何れも無利息借用という条件であったため政府部内で問題となり、またその出願方法も直接提出という形をとっていたため手続上の疑義が生じたらしく、翌十二年一月八日、東京府知事楠本正隆宛に「私塾維持の為資本金拝借の追願」を提出している。この内容は四十万円の資本金を十二年一月より十カ年間、四朱の利子で借用したいというものである（明治十二年一月十二日付大隈宛福沢書翰、一七一―二七五、および一九一―三九五）。これと同時に義塾では十二年一月から「大に謝金を引下げ³⁾」て、生徒の負担を少なくしている。

この維持資金借用運動は、福沢の希望するようには、運ばれておらず、二月十日には工部卿井上馨、内務卿伊藤博文、大蔵卿大隈重信の三人へ宛てて書状を送り、しきりに私学への資金補助が公的な事業であることを説明しているが、それでも一向に埒があかず、三月十三日には楠本府知事を訪問して、「事不成ならば却下の二字を公然と頂戴いたし度」と、開き直った態度を示すにいたった（明治十二年三月十五日付大隈宛福沢書翰、一七一―二九七）。このときすでに政府からの資金借用が意の如くならないため、福沢は再び旧大名華族へ資金借用の相談をはじめ、島津家関係の某有力者に三月十九日書翰を発している（一七一―三〇一）。四月にはいつてからは政府筋へ積極的にはたらきかけ、一日には文部卿西郷従道宅訪問、

二日には外務卿で旧友の寺島宗則と面談、三日には伊藤、西郷へ発信、四日には海軍卿川村純義、開拓使長官黒田清隆へ発信、六日には伊藤と面談し八日には催促の書翰を發するなど、慶応義塾の維持経営のため全精力を傾ける手負い獅子のような福沢の活動がうかがえる。しかし、このような努力の甲斐も空しく、政府からは何の沙汰もなく、十二年六月二十日、楠本府知事に書翰を送り「何卒乍御手数右願書は御取返し被下度奉願候」と、願書を取下げってしまった。この書翰の終りに「あるじなき寺に囀る鳥の音を仏の法の経と誤り」という自作の狂歌一首をしたため「斯る間違は随分世の中に少なからず。無住の寺と知らずにおとづれたるは此方の不調法、御一笑可被下候」と、政府部内の責任転嫁を皮肉っているのは、単なる自嘲ではない。

七カ月にわたる交渉が結局不成功に終ってしまい、福沢としてもなす術を失って義塾の教員に一時経営を請負わせたこともあった。⁽⁴⁾ その間、教員も維持困難克服のため、衆知を集めて協議の結果、福沢の主張するような支出抑制のための教員数削減計画を見合せ、教員数は現状のままとし、むしろ教員の給料を削減する案に切換え、はじめ半減案が出たが、最終的には三分の二減、すなわち従来の給与額の三分の一にしてしまつて、この難局を切りぬけようとした。⁽⁵⁾ 交詢社の創立明治十三年一月とは、ちょうどこの時期にあたり、その後も福沢としては義塾の維持が心中多少負担になってきたものようである。十三年九月ごろ福沢の片腕と目される小幡篤次郎に相談をもちかけ、慶応義塾を廃止して、三田の土地建物を売却し、その代価四、五万円を旧社中に分配しようとの案を提案している（十月二十四日付浜野定四郎宛福沢書翰一七四一八、同日付白洲退蔵宛福沢書翰一七四二〇）。この案はむろん慶応義塾社中（卒業生と教職員）の納れるところではなく、十月二十五日に義塾存廢のことにつき会議を開き、政府筋や華族の援助を求める従来の方針を改めて、広く義塾社中はもとより世間一般にも呼びかけて、義塾維持資金の募集をすることとした。慶応義塾が創立して二十三年、募金活動をしたのはこのときが最初である。この資金公募のため福沢は十一月二十三日「慶応義塾維持法案」を起草している（一九一四〇五）。この維持資金は当初六、七万円の申込を予定していたが、実際の申込金額は四万八千余円、うち払込金額は二万二千円弱で、

予定額に達していないが、十四年以降入学者が増加したため、義塾の会計は採算がとれるようになった。また資金を公募したので資金の管理をはじめ、義塾の学事の運営を制度化するため、十四年一月二十三日には「慶応義塾仮憲法」を制定して、理事委員を選出し、義塾の学事会計の事務処理および監督のすべてを、この二十一名の理事委員に任せることにした（『慶応義塾百年史』上巻第七五三頁以下）。

一方この時期における福沢個人の動静をさぐってみると、これまた繁忙をきわめていたことがわかる。慶応義塾の場合と同様に年譜式においてみることにする。

まず比較的公的な身分に関するものとしては、東京学士会院の会員（初代会長）と、東京府会議員（副議長）とがある。東京学士会院の場合は、明治十一年十二月九日、文部卿西郷従道の意をうけた文部大輔田中不二麿の招きにより、福沢をはじめとし、西周、加藤弘之、神田孝平、津田真道、箕作秋坪ら七名が田中の私邸に集まり、東京学士会院設立について田中の諮問をうけたことに始まる（『東京学士会院紀事抜萃』二一—三〇〇）。翌十二年一月十五日、文部省内で同会の第一会が開かれ、会員の互選により福沢が初代の会長に当選した。福沢は当初から、学士会院の規則大意第四条にかかげる会員に対して年金三百円を付与する件には反対であったようで、一月二十八日の第二会集会のときすでに年金辞退案を提出している。これは会員の反対が多く提案を中止したが、十三年九月十五日の第二十二会の会合において、ふたたび「学士会院積金之議」を提案した。この内容は、年金三百円中五十円は集会の実費として各自これを受けとり、残額二百五十円を積立てると、当時の会員は二十名であるから一年五千円となる。これを積立てて学事を助成する資金にしたい、というものであった。この議案は会員間で大きな論議をひきおこし、積金問題は発展して東京学士会院そのものの解散か存続かの二説に分れる結果となった。次回（十月十五日）の第二十三会においてもこの問題が中心議題となり、結局結論はさらに持ち越されることとなったが、福沢は学士会院の存在理由である、日本の学事に対して意見を述べた場合、文部省はその意向を十分尊重するとの約束が、一向に果たされていないという不満もあって、ついに同年十二月四日会長西周宛に学

士会員の除名願書を提出し、十二年四月二十八日以来会員となっていた小幡篤次郎も、十三年十二月十二日に同様の願書を提出した。福沢・小幡両名の願書は、十四年二月十五日開催の第二十八会において正式に受理され、除名が決定した。

次に府会議員問題であるが、日本最初の府県会議員選挙は明治十一年十二月におこなわれており、東京府の場合は十二月十八日に投票がおこなわれ、即日開票されたく、翌十九日には当選者が発表されている。芝区においては福沢諭吉が二〇〇票と、二位に倍以上の得票差をつけて当選している。二位以下は、林欽次（八七票）、後藤象二郎（七七票）、山中市兵衛（六〇票）、手塚長八郎（三九票）、仙波太郎助（三九票）、馬場半助（一八票）の順で、林、後藤、仙波が辞退したため、福沢・山中・馬場が当選している（『東京日日新聞』明治十一年十二月九日付）。当選の直後の十二月二十日、開会にさきだち福沢は楠本府知事に宛て私信をしたため、そのなかで「開議の上実際には往々闕席も可有之、其辺は予め御含置被下度」（二〇一―一九五）と述べて、府会に消極的な態度を示していた。翌十二年一月十六日、すなわち前述の東京学士会院の第一会でその会長に選ばれた翌日に、第一回の府会（臨時会）が開催され、正副議長選挙がおこなわれて、議長選挙では福地源一郎が二四票、福沢は一八票、大倉喜八郎二票、次の副議長選挙では福沢が十九票、福地は一三票、大倉五票（以下省略）という結果になり、福地・福沢の正副議長が決定した⁶⁾。しかし、福沢としてみれば前述のごとく、慶応義塾の経営維持に奔走している最中であり、その上、前日には学士会院の初代会長に選ばれたばかりで、とうてい府会に専念できる余裕はなかった、というのが実情であろう。このような経緯から、一月二十一日開催の本会議において、福沢は多忙を理由に副議長辞任を申しいで、議員間では福沢の翻意を希望する意見も多かったが、辞意の意思が固いので、ついに福沢の副議長辞任を認めることとなった（『福沢諭吉伝』第二巻七三六頁以下）。元来福沢はこの府会議員に就任したのも「極内実を申せば名目計りと申す意味」であって「名目丈け議員に為りたれども、所謂具員なるものなれば、万々一も其役員などに為りて実際の事に用ひられては如何しても之を辞せざるを得」（十二年一月二十三日付成島柳北宛書翰二一四三二）な

いとのおべており、さらに府県議会そのものに大して期待していない様子が、五月八日付の大分県令香川真一に宛てた書翰

によってもうかがえる（一七一—三二六）。

東京府会云々の義被仰下、小生は最初より出る気なし、知事より話も有之、且生も敢て会議を嫌ふにあらず、依て名前丈けは貸すべし、出席は不致と、区長杯へも堅き約束にて、議員の名を受けたるのみなり。老生の愚按には、今後十年を経たらば府県会も真に実用を為すべし^{〔き〕}哉に被存候。夫れまでは唯会議の調練のみ。この忙はしき世の中に調練の加勢は出来不申

さらに副議長辞任から一年後の十三年一月二十八日には府会議員をも辞職した（『福沢諭吉伝』第二卷七四二頁）。当時世間では、福沢が議長選挙に際し福地に敗れて副議長になったのを不満に思い、副議長を辞任したのだと大いに取沙汰するものもあったが、すでに引用した書翰をみても、この世評は単なる中傷にすぎないことが明らかであろう。

以上の東京学士会院と東京府会は公的な立場であるが、次に福沢の私的な動静を簡単に述べておこう。まず啓蒙思想家としての文筆活動からみると、十一年一月に『福沢文集』、五月に『通貨論』、九月に『通俗民権論』と『通俗国権論』を同時に刊行し、十二年三月には『通俗国権論二編』、同年八月には『福沢文集二編』『国会論』『民情一新』を同時に出版しており、十三年八月には『民間経済録二編』を、十四年九月には『時事小言』を発行している。また福沢が新しい事業に助言をあたえたり、斡旋しているものとしては、横浜正金銀行・丸家銀行・簿記講習所・明治会堂・貿易商会等の開設や、後藤象二郎所有の高島炭鉱を三菱会社への売却交渉等がある。

横浜正金銀行は正金の流通を促進し、洋銀相場の安定化をねらって設立されたもので、福沢は明治十二年八月二日大蔵卿大隈重信へ書翰をおくり、その下相談をすすめており（一七一—三二八）、その開設される新しい銀行の要員として中村道太（福沢の親友）や小泉信吉（慶応義塾出身者）を推薦して、積極的な援助をみせている（九月十二日付大隈宛書翰一七一—三四一および十月十三日付大隈宛書翰一七—三五四）。銀行の資本金は三百万円で、うち百万円は政府の出資、残額二百万円は民間の出資であったが、その三分の一は福沢の友人堀越角次郎がひとりで引請けたといわれる。かくして十二年十一月に設立の

願書を提出し、翌十三年二月二十三日設立が認可され、同月二十八日から営業を開始した。初代頭取は中村道太、副取頭は小泉信吉である。

丸家銀行は福沢門下の早矢仕^{はやしゆうてき}有^{ゆう}的^{てき}の創設した丸屋商社の社内積立貯金組合が拡大発展したもので、十二年十月二十日に開業し、その際福沢の助力が大きかった。初代頭取は旧中津藩主奥平昌邁、福沢は持株百株の大株主であった（『丸善社史』七三頁）。

簿記講習所は義塾出身の竹田等が十二年四月ごろ、九段辺で簿記の私塾を開いていたが場所が悪いといっているので、同年秋、福沢の出資で京橋区南鍋町一丁目四番地に移転したもので、開校の当日には福沢をはじめ、加藤政之助・吉良亨らが演説をしている（『慶応義塾五十年史』第三四九頁および十二年四月九日付早矢仕有^{ゆう}的^{てき}宛書翰一七一三一）。そしてこの簿記講習所が、後に述べるように交詢社の創立事務所にあてられた。

明治会堂は京橋区木挽町にあった由利公正の宅地を買収し、その土地に福沢の親戚に当る藤本寿吉が設計した公会堂である。建設計画は十三年六月ごろから始められたらしく、七月二日に福沢宅へ森下岩楠・馬場辰猪・莊田平五郎・中村道太・早矢仕有^{ゆう}的^{てき}・矢野文雄・西脇悌二郎・藤田茂吉・箕浦勝人・杉本正徳・小幡篤次郎・肥田昭作らが招かれて、相談会を開催しているのが、六月二十九日付の福沢書翰で知られる（一七一四〇〇）。建築費約二万円は福沢を初め社中有志の共同出資によるもので、十四年一月には竣工し、以後は当時流行の演説会堂として、大いに利用されたものである。

貿易商会は生糸の輸出に主力をおいた、わが国最初の輸出入貿易商社で、十三年七月二十日に開業したとき、支配人朝吹英二のおこなった「貿易商会開堂の演説」は、実は福沢の起草したものであった（一九一七〇五）。

高島炭鉱は明治八年暮より後藤象二郎が政府より譲りうけて経営していた長崎港外の炭鉱であるが、苛酷な労働条件のため労働争議が頻発していた。そのことが後藤の経営意欲を失わせ、これを手放そうと考えていたらしく、福沢は後藤の依頼で三菱会社との売買交渉を周旋していた。交渉の最初は十一年十月からといっており、翌十二年十月には三菱に勤め

る門下生の莊田平五郎を通じて再度斡旋方を依頼している(十二年十月七日付莊田平五郎宛書翰、一七一三四七)。その後大隈重信にも相談をもちかけ(十三年十一月二十四日付書翰一七一四二六)、十四年四月九日には三菱の岩崎弥之助が福沢宅へ現われて、ほぼ引きうけることが固まり(四月十日付山東直砥宛福沢書翰一七一四四七)、四月二十五日に正式に譲渡が決定した。以上のごとく、交詢社が設立される前後の時期の福沢は、公私にわたり八面六臂の大活躍をされており、しかも、もっとも関心の深い慶応義塾の経営は、きわめて深刻な事態にたちいたっていたといえよう。これらの諸事件をまとめて年表にしてみると次のようになる。

明治11年 (1878)	
慶 応 義 塾	4・10 大久保一翁 訪問 4・11 勝安芳訪問 5・ 大久保より の来信で借用は断わられる 11・28 大隈重信訪 問 11・29 田中不二麿 西郷従道訪問 願書提出 12・11 河瀬秀治訪 問
東京学士会院	12・9 田中不二麿 に招かれる
東京府会	12・18 府会議員当 選 12・20 楠本府知事 へ発信
著 書 刊 行	1・ 福沢文集 5・ 通貨論 9・ 通俗民権論、 通俗国権論
横浜正金銀行	
そ の 他	10・ 後藤象二郎 所有の高島 炭鉱を三菱 へ譲渡交渉

明治14年 (1881)	明治13年 (1880)
<p>1・23 仮憲法制定</p>	<p>9・頃 小幡へ廢塾の意をもらす 10・24 浜野定四郎、白洲退蔵へ発信 10・25 教員会議で存続に決定 11・23 維持法案起草</p>
<p>2・15 除名決定</p>	<p>9・15 第二三會、積金の議提案、紛糾する 10・15 積金の議結論出さず 12・4 除名願書提出</p>
	<p>1・28 府會議員辞任</p>
<p>9・時事小言</p>	<p>8・民間經濟録二編</p>
	<p>2・23 設立認可 2・28 開業</p>
<p>1・明治會堂落成 4・9 岩崎弥之助、福沢を訪問 4・25 高島炭鋳三菱へ讓渡</p>	<p>6・頃 明治會堂建設計画 7・2 明治會堂相談會 7・20 貿易商會開業 11・24 大隈へ発信、炭鋳の件</p>

三 交詢社の原型

福沢は交詢社の性格を語るとき、後年次のようなことばを使って説明している。⁽⁷⁾

去る者は留めず、来る者は拒まず。人の種族に拘はらず、其人の思想を問はず、唯人間相見て相互に利するの利益を知る者のみを結合して一社を成したるは此交詢社なり。

また続けて、食物にたとえれば、交詢社は「無味淡泊、水の如き」ものであるともいう。入退社が自由で、しかも思想・信条・職業もさまざまなのが、一箇所に集まって談笑し、あるいは質疑応答するという習慣は、慶応義塾にはふるくからあったものである。それは明治九年十一月に三田山上の演説館（明治八年五月一日開館）に隣接して建てられた小集会所、「万来舎」がそれである。この万来舎と交詢社の関係について、鎌田栄吉（ながく慶応義塾の塾長をつとめ、また交詢社の幹事や理事長を兼ねていた）が、自伝の中で当時の模様を興味深く語っている。⁽⁸⁾

どうも塾の中ばかりで勝手な理窟をいつて居っても仕方がないから、世間の人と交際しなければならぬといふことで段々交詢社といふものを起すことになった。その前には万来舎といふものがあって、これが倶楽部の本当の元祖です。（中略）部屋は大きくなって居て、演説館に続けて行けるやうになって居る。演説をする時には万来舎が出来てからは万来舎に寄って居て、演説の順が来れば演説館に行つて話をする。それで福沢先生が中心になって居るから、演説をする人も演説をしない人も来たものです。それで吾々教師はその部屋の傍を御飯の部屋にして居つて、彼処に三度々々飯を食べに行つたのです。これが交詢社の発祥地だといつて宜い位です。これが倶楽部といふものゝ元祖です。恰も西洋の倶楽部を日本式に翻訳したものだといつて宜からうと思ふ。

万来舎は二十畳敷ぐらいの広間と八畳敷ぐらいの小部屋との二間続きで、入口には居酒屋にみられる様な腰高の二枚障子がたててあり、その障子に「万来舎」と大きく提灯屋に書かせた文字があったという。名称は千客万来という俗語から

とったもので、そのころ福沢のもとへよく出入していた東大教授井上良一の命名と伝えられている。万来舎の由来は小幡篤次郎が起草し、扁額に仕立てて万来舎に掲げてあったらしい（『福沢諭吉伝』第二巻二五七頁）。

万来舎之記

舎を万来と名けたるは衆客の来遊に備ればなり。既に客と云へば主あるべきが、先づ来るの客を主とし、後れて来るの客を客とす。早く帰るの客は客にして、後れて留るの客は主なり。去るに送らず来るに迎へず、議論なすべし談話妨げず、囲碁対棋読書作文唯客の好む所、危坐箕踞共によし、扼腕拱手両ながら問はず、来る者は拒まず、去る者は留めず、興あらば居れ興尽きなば去れ、去て客尽くれば明朝の客来を待つ。嗚呼世も亦此舎の如し、須らく棄て其日を長ふせよ。穴賢々々。

この明治九年に設けられた万来舎を、慶応義塾の構内に留めず、世間一般に開放させる趣旨でつくられたのが交詢社である。

四 創設準備(一)

交詢社創設の動きをさぐってみると、明治十二年七月ごろまでさかのぼることができる。その時期は、すでに述べたように政府筋に対する慶応義塾の維持資金の借用運動が暗礁にのりあげ、一方横浜正金銀行設立の動きを示したところに当たっている。まず福沢は七月三十一日付で社中の五、六名に宛てて書翰を発して、八月四日に「社中集会の義」について下相談の内会を開きたいとの意向をもらしている。

陳ば先日も一寸御話申上候社中集会の義に付、先づ其下た相談致度、就ては八月四日午後一時頃より拙宅へ御来車被下度、尤此度は五、六名の内会なり。其合にて御出奉願候。

この書翰は阿部泰蔵に宛てたもの（一七一三二七）であるが、これとほとんど同文の同日付の森下岩楠宛の書翰（一八一九

二九)ものこっている。ついで八月十五日付猪飼麻次郎宛書翰(一七一三三三)になると、「此程中より小幡其他社友四、五名の発起にて旧友結社の事を相談致居候。議決の上は詳に可申上候」とあって、小幡ほか四、五名の「発起」ということと、単なる集会が旧友の「結社」と表現されているところに、半月の時間の経過が感じとれる。この結社は仮に同窓会⁽⁹⁾とよばれ、その規則をつくっていることが、次の曾我なつ子氏⁽¹⁰⁾所蔵の書翰で知られる。

前略

頃日御集會之節命ヲ蒙リ候同窓會規則草案出來候ニ付呈貴覽候。御異見之条々來ル廿五日まで御附札の上、下名へ御遞送被成下候様奉願候。右申上度、勿々面罄。

八月廿日

小幡篤次郎

矢野 文雄

阿部 泰造^(感)

早矢仕有的様 玉机下

右の書翰は三人の連名であるが、筆蹟をみると小幡篤次郎の筆になったものがわかる。そして八月四日の第一回の会合のときに福沢宅へ集ったものの中に、小幡・矢野・阿部・早矢仕・森下の五名が含まれることは、ほぼ確実であろう。八月二十五日には付箋のつけられた「同窓會規則草案」が返送され、福沢に報告されたらしく、八月二十八日付奥平每次郎宛書翰(一七一三三六)には、「義塾の同社は小幡君の発意にて同窓會の事を企、昨今略緒に就たり。近日中津にも報ずべし」とあって、草案の大綱は決ったように受取れる。かくして交詢社の創立準備會の第一回會合は、九月二日に神田美土代町の三河屋という西洋料理屋で開かれた。この時の案内状(早矢仕有的宛の小幡篤次郎書翰)がのこっているので引用しておく。

頃日來御相談申上置候集會之事ニ付立案委員撰挙致候ため、來ル九月二日午後一時揃にて神田美土代町巷丁目八番

地三河屋と申西洋料理店へ御来会相願度候。自然御差支も可有之候得共、初而の集会種々御相談仕度義も御座候得ハ、相成丈ケ御差操御来会奉待候。尚御出席御六ヶ敷御座候ハ、其旨来ル一日まで御報知被下度候。右御案内申上度勿々如此御座候也。

八月廿九日

小幡篤次郎

早矢仕有的様 侍史

これによると、規則の立案委員を選挙するために会合することになっているから、小幡・矢野・阿部がつくったという規則草案は、その原案とみなした方がよいであろう。従来の文献類をみると、交詢社の創立準備はこの三河屋における九月二日の集會に始まったことになっているので、『交詢雜誌』第一号（明治十三年二月五日刊）に載せられている「創立略史」の冒頭の記事を引用してみよう。

明治十二年九月二日小幡篤次郎、小泉信吉、阿部泰蔵、江木高遠、莊田平五郎、矢野文雄、中上川彦次郎、藤野善蔵、肥田昭作、藤田茂吉、箕浦勝人、草郷清四郎、九鬼隆一、和田義郎、永田健助、松山棟庵、早矢仕有的、吉村寅太郎、浜野定四郎、吉川泰次郎、朝吹英二、四屋純三郎、津田純一、須田辰次郎、門野幾之進、^(一部)渡辺久馬八、鎌田栄吉、馬場辰猪、後藤牧太、森下岩楠、秋山恒太郎以上三十一名府下神田美土代町三河屋ニ会シ知識ヲ交換シ世務ヲ諮詢スルヲ目的トシテ一社ヲ設立セント議定シ先ツ社則ヲ作テ同志者ヲ募集セン為メ社則立案委員ヲ選挙シ小幡篤次郎、小泉信吉、馬場辰猪、阿部泰蔵、矢野文雄ノ五氏其選ニ中リ二週日余ニシテ社則草案成ル

『交詢雜誌』第一号の記事は、このときより五カ月も後になっての記録であるから、九月二日の時点では、右の引用文にあるような、「知識ヲ交換シ世務ヲ諮詢スル」という、はっきりとした目的はまだ決っていなかったように思える。また集合した三十一名のうち九鬼隆一についても疑問があるので、後に触れることとする。新たに任命された社則立案委員五名のうち、前述の八月二十日付早矢仕宛の書翰に名前をづらねている三名が含まれているから、「同窓会規則草案」が交

詢社の社則草案であったことは、間違いないところである。この時、参会者は交詢社の結成を祝ってシャンペンを抜いたといわれ、まだ年齢の若い鎌田栄吉は、生れて初めてシャンペンをのんだと、印象深げに語っている（『鎌田栄吉全集第一巻一九六頁』）。

社則立案委員によって起草された草案は約二週間できあがり、九月二十日からその審議が簿記講習所（先述の竹田等の経営する学校、福沢の出資による）において始まり、前後四回の検討を重ね九月三十日に社則が決定した。その草案審議の様を鎌田は、そのころの西洋帰りの小泉、中上川、荘田、阿部、江木、馬場らが集って

その時分には何もさういふ手本がないから西洋の本などを翻訳しては考へて見る。さうして隔晩位に寄って議するのですが、それは中々大変なもので恰も堂々たる議會を開いて居るやうなつもりで皆議論をして居るですね。そんな風にして一ヶ月もかゝって規則が出来た。

という思い出を語っている（前掲書一九六頁）。草創期における創立委員たちの、氣負い立った雰囲気直に伝わってくるようである。

十月二日には簿記講習所に集まり、副規則立案委員三名を選挙し阿部泰蔵、矢野文雄、馬場辰猪の三名が当選、ついで創立事務の中心となるべき創立事務委員五名を選挙し、小幡篤次郎、江木高遠、小泉信吉、荘田平五郎、早矢仕有的の五名が選ばれた。十月九日には社則の印刷もできあがり、いよいよ頒布を開始し、十月十一日に、創立仮事務所を簿記講習所におくことが決定した。

五 創設準備(二)

九月下旬から十二月にかけて、福沢が各地にすむ知人や旧門下生に対し、交詢社への入社を勧誘したり、申込状況を伝えた書翰が今日十数通のこされており、それをみると交詢社の組織や内容が徐々に固まってきている様子がよくわかる。

まず九月二十二日付原時行宛書翰（一七一三四三）には「近日小幡篤次郎始社友三十名計の發起にて文学講究時事諮詢の爲一社を結ばんとて昨今相談中、不日規則も出来可申、出来の上は必ず御報知御入社を促し候事と奉存候」とあって、結社の目的を「文学講究時事諮詢」といつているところが注目される。九月二十八日付の竹谷俊一宛書翰（一七一三四五）では「近日社友の發起にて、学問研究、時事諮詢の爲、結社の企有之、社則等も大略出来候様子に付」と報じて「学問研究、時事諮詢」という表現になっており、交詢社の社名の由来である「知識交換世務諮詢」という熟語は、まだみられないところに注意したい。九月三十日に決定したという「交詢社社則」の第一条目的の項に、「本社ノ目的ハ社員タル者互ニ知識ヲ交換シ世務ヲ諮詢スルニ在リ」と明記してあるが、この熟語の福沢書翰における初出は十月七日付岩橋謹次郎宛のもの（一七一三四七）であり、またこの書翰では交詢社の結成を、三田の出身者が政党を組織したかのように誤り伝えられている様子がうかがえる。

尚以三田政党云々被仰下、政党は間違ならん。先日より小幡小泉其他新旧社中三十名計りの發起にて知識交換世務諮詢と申趣意を以て一社を結び、社則等も略整ひ候よし、必ず御聞込の事はこの結社の一条ならん。

福沢の入社勧誘は、地方在住のものに対しては、特にその地方の名望家の加入を希望し、社則を数部まとめて送付し、該地方での宣伝方を依頼した書翰が数通みられる。たとえば十月八日付原時行宛書翰（一七一三四八）では「此度其仮規則も出来候に付、附言共数通御廻し申上候。其御地有志者も夥多可有御座、御申合の上传へ又伝て加入相成候様御周旋被成下度奉願候」としている。右の書翰中、「伝へ又伝て」という文言は、福沢の勧誘状にみられる常套句である。なお、この書翰の原本は交詢社の架蔵であるが、その封筒の宛名等は福沢の自筆ではない。おそらく、本文は福沢がしたため、封筒の方は福沢の住所録にもとづいて、他の者がしたためたものである。代筆といえ、本文・封筒ともすべて代筆の勧誘状もあり、それは十一月六日付加藤幸三郎（のち六蔵と改名）宛の書翰で、富田正文氏により『福沢論吉年鑑』5（昭和五十三年十一月刊）に紹介されている。

この交詢社への入社勧誘を含めて、交詢社の結成それ自体に関して、福沢は表面に立たないようにと、いい含められて（恐らく小幡に）いたようで、そのため当然勧誘していると思っていた知人に知らせていなかった、という手違いが生じているようである。次の十一月十八日付児玉淳一郎（明治六年福沢の庇護のもと義塾で英米法の臨時講義をしたことがある著名な法律家のち大審院判事）宛書翰（別一四三）には「昨日或る人の話を承候得ば、為御知も不致よし、誠に驚入候次第、実は此度の一事に付、老生は断じて喙を容れざる様にとの事に付、何も存不申、遂に右の仕合、何は扱置、社則耆冊、私よりさし上候間、御覧の上御加入相成度奉存候」とあって、その経緯がわかる。福沢を表面に出さないというのは、当時各種の新聞や雑誌で、義塾の維持資金借用問題や府会副議長辞任問題等で、福沢を批判攻撃するものが数多くあり、そのような時期にあえて波風をたてる必要はないとの旧門下生の配慮があつたのことと思われる。福沢としてはやはり不満気な口吻をもらしている様子が、この書翰にはあらわれている。

社名のこと　ところで、小幡ら社友三十名ばかりの発起した結社に対し、明確に「交詢社」という名称を用いている福沢書翰は、十月十二日付の大石勉吉宛書翰（一七一三五二）・田中米作宛書翰（一七一三五三）の二通からで、その前日、林金兵衛へ宛てた書翰（一七一三五二）には「社中結合の義」としてさされている。しかしこの点を厳密に追求すると多少の矛盾が生じてくる。それは十月十二日付の書翰はもう一通あり、森春吉宛書翰（一七一三五四）には相不変「一社を結ばんとて」と書いているからである。ともあれ、「知識交換世務諮詢」という熟語の初出が十月七日であり、「交詢社」という社名が最初にみられるのが十月十二日であることより、結社のスローガンが決まり、社名が決定した時期は十月上旬とみなしてよいであろう。九月三十日に社則が決定し、十月二日には副規則の立案に入っているという段階で、なぜ社名にこだわるかという点、最近曾我氏の所蔵する早矢仕文書の中から、次のような書翰を発見したからである。

前略社名ハ交詢社之方多数ニ付則チ相改申候。右社則并附言御廻し申候。御落掌可被下候。尚御入用ニ候ハ、南鍋町巷丁目四番地本社創立事務所ヨリ幾冊ナリ氏御取寄セ可被下候。郵便切手モ同所ニ備置候ニ付御使用有之度候。又

乍御手数加入人之姓名ハ刊行之都合モ有之、成丈急々前同所へ御報知奉待候。右申上度勿々頓首。

十月

早矢仕有的

江木 高遠

小泉 信吉

莊田平五郎

小幡篤次郎

本帯之如く相認メ發起人中へ相廻置候。此段御承了可被下候。

篤次郎

有的様

右の書翰は小幡篤次郎が早矢仕有的に宛てたもので、発信年月日はしるされていないが、十二年十月とみて差支えないであろう。そして冒頭の書き出しの部分から五名連記の署名までは同一筆蹟で書かれているが、次の「本帯之如く」以下宛名までの部分は、前半の筆蹟とは違い、こちらは間違いなく小幡の筆蹟である。ということは、前半の部分は三十名に及ぶ發起人に対して、同一の文面で一斉に通信した文言であり、小幡の書いた部分は、特に創立事務委員である早矢仕に宛てて説明を加えた文言とみななければならない。しかもその文面には「社名ハ交詢社之方多数ニ付則チ相改申候」とあって、いくつか社名の候補があつて、この書翰の発信日以前の会合で、一旦ある社名に決定したけれども、その後もう一度検討された結果、多数決で交詢社の方に改めることになった、といっているのである（あるいは、この社名改称の会議に早矢仕も出席していたが、中座してしまったので、その後の決定事項を小幡が報告したものと解釈できる）。

社則の版本 右の事実を裏付ける史料が最近発見された。それは『交詢社社則』である。現在社則の版本は四種類あることがわかっている。体裁はいずれも四六判である。この四種の『交詢社社則』の編成を調べると次のようになる。

(一)西村本第一

緒言(一〜三頁)〔社則〕(四〜一〇頁)

(二)西村本第二

緒言(一〜三頁)〔社則〕(三〜八頁)交詢社社則附言(九〜一六頁)追加(一七〜一八頁)

(三)慶応義塾図書館本・慶応義塾塾史資料室本

交詢社設立之大意(一〜八頁)追加(九〜一〇頁)緒言(一一〜一三頁)交詢社社則(一二〜一八頁)

(四)交詢社本

交詢社設立之大意(一〜八頁)追加(九〜一〇頁)緒言(一一〜一三頁)交詢社社則(一二〜一八頁)副規則(一九〜二五頁)

西村本というのは、森鷗外の研究家として著名な西村郁郎氏の所蔵本であり、この二種の西村本と(三)の版本の編成を較べると、一目して、西村本が古い版であることがわかる。特に注意すべきは西村本第一の社則であって、この版本の表紙の標題「交詢社社則」と、社則第二条にある「本社ハ交詢社ト名ク」の社名「交詢」の二字は、小紙片に印刷した文字を貼ったもので、その貼り紙の部分を裏から透してみると、明らかに「交詢」の文字の下に「日東」⁽¹¹⁾と印刷してあるのがよみとれる。従って「交詢社」に初め「日東社」と命名され、その社名で社則を印刷してしまったが、先の小幡書翰にあるように、「交詢社」と改めたことがわかる。『朝吹英二君伝』⁽¹²⁾によれば、交詢社との命名は小幡篤次郎であるという。「交詢」とは「信実を以て交はる。詢は信の意」(諸橋『大漢和辞典』)とあるが、中国古典の出典を示していないところをみると、あまり慣用されない熟字のようである。

西村本第二には「交詢社社則附言」と「追加」が加わっている。附言とはさきに引用した十月八日付原時行宛書翰にみられる「此度其仮規則も出来候に付、附言共数通御廻し申上候」とある附言のことで、あるいは別冊になっていたのかも知れない。内容は「緒言」をよりわかりやすく説明したものである。「追加」は入社に必要な事務的な手続きを説明して

いるものであるが、その最後に入社等問合せの宛先を「東京京橋区南鍋町一丁目四番地交詢社創立事務所」と示してあり、この場所は簿記講習所を指している。そうなると、この西村本第二は入社を勧誘するために、平易かつ実務的な内容を盛り込んであり、実際の勧誘にはこの第二の方が便利であるから、こちらを第一より多く印刷したのであると推定される。しかも西村本第二は、初版と考えられる西村本第一が社名に貼り紙をして非常に不体裁であるから、第一の印刷とほぼ時を接するように印刷されたのではないかと思われる。

慶応義塾の二箇所所蔵する社則には「交詢社設立之大意」が巻頭に載せられているが、これは(二)にみられた「交詢社社則附言」を改題したもので、内容に異同はない(ただし普通の平仮名を変体仮名に替えた程度の異同はみられる)。ただ塾史資料室には別冊として『交詢社副規則』を所蔵している。副規則は後に述べるように、十二月六日に草案審議が始まり、三回の会合をおこなったと『交詢雑誌』第一号にしているが、その終了の時期を明らかにしていない。

最後の交詢社本は、この副規則も合本した一番内容の整ったものであり、「追加」の末尾にある問合せの宛先も「東京京橋区南鍋町二丁目十二番地交詢社創立事務所」すなわち、のちの交詢社本局の場所となっているから、この形の版本が多く流布したものであろう。

交詢社への入社勧誘は、すでに述べたように、福沢は代筆までさせて熱心につとめていたが、児玉淳一郎のような発送もれが起っている。しかし洩れた場合は後日通知することで用はたせるが、逆に勧誘したくないものに、事務上の手違いでそれがなされた場合は、取り返しのつかないことがおこる。次の十三年十一月十六日付宛名不明の福沢書翰(一七―四二三)は、そのころ慶応義塾では同窓生はもちろん、一般の有志に対して維持資金の公募を始めようとしていたとき、募集事務を担当するものに宛てた書翰であって、具体的に個人名をあげて注意をあたえている。

就ては先日にも月波楼にて諸君え御話申置候通り、此度の醵金は決して此方より求めるにあらず、或は彼より来るも此方より拒むべき者あり、例えば林正明の如し、御含置被下度、この前交詢社員を募る時にも、塾の人の不注意にて正

明へ案内いたし候杯、誠に言語道断なる不行届、此度はケ様漠然たる取計なき様御注意可被下候。人を悪むは宜敷からざる事とは乍申、不埒者には夫れ相応の罰を以て懲らしめずしては不叶、彼が如きは畢生其罪を免し難し。御含置可被下候。要用のみ、早々頓首。

元来福沢は感情の起伏の激しい人で、時には烈火のごとく怒ったこともあったが、すぐ怒を鎮めたといわれる。その福沢に「不埒者」の烙印をおされ、終生許すことはできないといわしめた罪とは一体何かといえば、それは林正明の主宰する新聞『近事評論』や『扶桑新誌』が、この時期の福沢を下品なことばで揶揄嘲弄していたからである。林ら自由民権派にとって官民調和論をとなえる福沢は、恰好の攻撃目標であったから、民権派の雑誌は、福沢を槍玉にあげることによって、自派の隆盛を目論んだものとみられる。その急先鋒が旧門下生の林であったから、福沢にとり林は獅子身中の虫であったわけである。⁽¹³⁾

このように交詢社の入社勧誘を精力的に続ける一方、創設準備の方も着々と進行していた。副規則の草案は立案委員三名（阿部・矢野・馬場）によって起草されていたはずであるが、前掲の鎌田の談話によると（一九二頁）、十一月三日の夜小泉信吉が規則の編纂に出掛けたということでもあるから、三名の委員以外にもこれに加わったものがいたことがわかる。この草案は十一月十五日にはできあがり、十七日にその検討会を開催した。このことは早矢仕文書の十二年十一月十五日付早矢仕有的宛江木高遠・小泉信吉・中上川彦次郎・莊田平五郎書翰によつてうかがえる。

拜啓陳者別冊副規則出来候ニ付御廻し申上候。附而ハ来ル十七日午後正六時迄ニ事務所へ委員一同集會御相談致度候間、御多忙之処御迷惑ながら御出席可被下候。右申上度如此御座候。以上。

十一月十五日

江木 高遠

小泉 信吉

中上川彦次郎

莊田平五郎

早矢仕有的様

『交詢雑誌』第一号によれば、副規則草案の審議は十二月六日から三回にわたっておこなわれたとあるから、早矢仕宛書翰にみられる草案が原案となったものであろう。十二月七日の集会では重要な案件がいくつか決定した。その一は、交詢社の発会は十一月下旬を予定していたが、準備が整わないので明年一月二十五日と決め、第二に宇都宮三郎が、自己の所有する京橋区「南鍋町式丁目拾二番地煉瓦家屋式棟并附属家屋」を交詢社に寄付したいとかねて申しでていたものを、その厚意をうけて受納することに決定し、該家屋の営繕費として二千円以内を借りることとした。また矢野文雄・肥田昭作の二名を創立費検査委員に任命している。銀座のレンガ家屋は、政府の不燃都市建設計画の一環として、政府資金により建築したもので、居住者は政府より払下げをうけ、長期月賦でその資金を返済していた。そこで宇都宮の未払分を交詢社が肩代りして、毎月九円五十銭余を政府に納め、九年五カ月間に金額千七十円を支払えば家屋は交詢社の所有となるという契約であった。この交渉の斡旋をしたのは肥田昭作であったという(『鎌田栄吉全集』第一卷一九八頁)。

十二月十日には木挽町の第十五国立銀行(肥田昭作が副支配人)に会合をもち、さきの十月二日に選出した創立事務委員は五名であったが、創立事務繁多のため増員することとし、交詢社設立の第一回会合(九月二日、於三河屋)に集まった三十一名全員をこれにあて、従来の創立事務委員を庶務掛、検査委員を検査掛と改め、あらたに営繕掛を置いて肥田昭作、浜野定四郎、吉村寅太郎の三名を任じた(十二月二十八日より改造に着工した)。つづいて十二月十九日仮事務所に集合し、発会式の準備として、藤田茂吉・箕浦勝人・中上川彦次郎・朝吹英二・和田義郎・草郷清四郎・津田純一の七名を会場掛に任命した。このように発会式が間近になると、三十余名の創立事務委員がいても、いずれも本務を持つものばかりで、交詢社に専従するものがいなかったため、福沢は十二月十四日群馬県学務課に勤務する岡本貞然に手紙を出し、県吏をやめて交詢社専従の職員になることを依頼している(一七—三六三)。岡本は福沢のすすめに従い上京し、直ちに交詢社

の事務長（社則では書記である）のような仕事にたずさわっている。

九鬼隆一について 以上のように慶応義塾社中のものは、交詢社の設立準備に大童であったが、ここに九月二日の第一回の創立準備会に名をつらねていながら、各種の委員会の会合に一向現れないものがいた。それは九鬼隆一である。¹⁴⁾ さきの引用文のとおり『交詢雑誌』第一号によると、九月二日の参会者三十一名のなかに、九鬼の氏名に明らかにしるされているが、その後の交詢社の記録から何故か九鬼の名前が削られるようになった。十三年から毎年、交詢社は社員名簿に当る『交詢社員姓名録』を発行しているが、その第十編（『交詢雑誌』第三二五号、明治二十三年三月十五日刊）から社員の住所録と社則の終りに、「本社創立事務委員」という項目を設けて、九月二日に集ったものの氏名を掲げることをはじめた。この創立満十年の姓名録からすでに、九鬼の氏名は削られており、三十名の氏名を掲げるに留まっている。その形は明治三十三年まで続き、翌三十四年四月二十五日発行の『姓名録』第二十二編（『交詢雑誌』第五七一号、この号以後『交詢雑誌』が発刊されたか、否か今のところは不明である）からは、創立事務委員のなかに突如「福沢諭吉」の氏名が加えられ、人数は三十一名にもどっている。この福沢を含めた三十一名が交詢社の創立事務委員として、『慶応義塾五十年史』（第五三二頁、明治四十年刊）、『福沢諭吉伝』第二卷（第七六六頁、昭和七年三月刊）、『慶応義塾七十五年史』（第一五五頁、昭和七年五月刊）等の諸書に引用され、後藤靖氏もこれにならっておられる（『日本史研究』第一三三号）。九月二日の会合に福沢が出席しなかったことは『交詢雑誌』第一号の引用や、前掲の児玉淳一郎宛書翰（十一月十八日付）および後述の書翰によって明白であり、その点では『福沢諭吉全集』第二十一巻の年譜（第五五九頁）も訂正されなければならない。『姓名録』第二十二編においていきなり福沢の名前が加えられたのは、名簿発行の直前に福沢が死去したため、編集担当者が追悼の意味で加えたのかもしれないが、むしろこれは推定にすぎない。

九鬼が削除される理由は、当日実際は参加していなかったのか、もしくは参加していたが、その後の九鬼の言動に福沢をはじめとする慶応義塾社中の意に反するようなことがあって、除名処分のような扱いを受けたのか、この二つしか考え

られない。たしかに九鬼は明治十四年の政変当時（九鬼は当時文部少輔）、しばしば福沢家に出入し、時には泊って行くような親しさを示しながら、政変後はピタリと足をふみ入れず、福沢身辺の情報を政府に流していた疑がもたれており、その後も福沢の九鬼に対する怒りはとけていない点（たとえば明治十七年九月十一日付村井保固宛書翰一七―六八九および明治二十九年一月十五日付岡本貞宛書翰一八一七―一〇等参照）などを勘案すると、後者の理由によったものと考えられていた。

ところが最近富田正文氏によって、九鬼隆一宛の福沢書翰が紹介されて、「九鬼隆一を叱る、その他」『福沢手帖』第二四号昭和五十五年三月刊）九鬼が創立委員から除名される謎がとけたかの感がある。それは十月十五日にしたためられたもので、時はあたかも交詢社の社則もできあがり、副規則の編纂最中のころである。

秋冷深相成候。愈御清安奉拝賀。陳ば先達より旧社中の発起、交詢社の事に付、社友は凡七八回も集合、或は夜十二時又は一時までも討論、遂に社則も整頓の由、小生は最初より之に関すべからずとの事に付、態と指扣居候得共、社友諸子の勉強は、真実に勉強の様に被存候。然処、仁兄も初より発起人の其一名のよしなるに、始終御差支にて御出席無之よし。其差支は必ず無御扱訳ならん、丁度生憎なる御差支ならんとぞんじ候得共、社中の壮年は、自から亦之を他に解し、甚不平なるが如し。昨今内々承候得ば、寧ろ有名無実の発起人を置かんより、之を断り候方可然杯、激論いたし候者も有之、或は小幡君はあまり温良に失す、九鬼の家に再三参られ、九鬼君は之に報ずるの挙動もなし、斯る軽薄児は颯々と謝絶して可なり、天下に知己は甚多し、九鬼が避るより我より之を避くべし杯の噂も有之よし。実は小生は少しも之を知らず、今夜始て之を聞き、以の外の事と、不取敢為御知申上候。

文面は発起人の一人である九鬼が一向に委員の集会に出席せず、小幡の懇請にも動じないのを見て他の委員たちが激怒しているから、十分に考えて処置するようにと福沢が注意を与えているものである。委員たちの噂にかこつけた福沢の叱責が耳に聞えるようである。この書翰により、九鬼が九月二日の第一回の会合に出席したことが、非常に不確なものになってきた。というより、むしろ欠席したと解した方がよいかとも思われる。十四年の政変後、十五年一月に九鬼は交詢社

を退社しているから、すでに退社したものを創立事務委員の一人として名簿に掲げるのは不都合であると判断し、十年後には削除されてしまったのではなからうか。

以上のような六カ月間におよぶ準備段階を経て、いよいよ明治十三年一月二十五日に、芝青松寺において発会式を挙行する運びとなるのである。最後に創立経過を前の例にならいう年表式にまとめてみる(上段は福沢書翰、早矢仕有的宛書翰等、下段は創立準備の内容)。

明治12年 (1879)	
7・31	阿部泰蔵・森下岩楠へ発信、社中集會の下相談會への案内
8・15	猪飼麻次郎へ発信、旧友結社のことを報ず
8・20	早矢仕有的宛小幡・矢野・阿部書翰、同窓会規則草案出来
8・28	奥平每次郎へ発信、同窓会緒につく
8・29	早矢仕宛書翰、九月二日集會の案内
8・頃	慶応義塾社中集會の趣意書起草
9・22	原時行へ発信、文学講究時事諮詢の二社を結ぶ
9・28	竹谷俊一へ発信、学問研究時事諮詢の結社
10・7	岩橋謹次郎へ発信、知識交換世務諮詢の趣意で二社を結ぶ、社則等も略整う
10・8	原時行へ発信、入社勧誘、仮社則附言を郵送
10・11	林金兵衛へ発信、入社勧誘
10・	早矢仕宛小幡書翰、社名を交詢社に改める
8・4	福沢宅にて五、六名の内会
8・25	同窓会規則草案検討か
9・2	神田の三河屋に三十一名集合、創立準備會の第一回会合
9・20	社則草案審議開始、於簿記講習所
9・30	社則決定
10・2	副規則立案委員三名、創立事務委員五名選出
10・9	社則印刷出来(日東社社則カ)
10・11	創立仮事務所を簿記講習所におく
10・	この頃、日東社を交詢社と改称

10・12	大石勉吉・田中米作へ発信、入社勧誘、交詢社の初出	
10・12	森春吉へ発信、一社を結ぶ	
10・15	九鬼隆一へ発信、諸会合の欠席を詰問する	
10・31	中上川彦次郎が早矢仕宅訪問、交詢社預金のこと	
11・6	加藤幸三郎へ発信（代筆）入社勧誘	11・3 小泉が副規則の編纂に行く
11・10	林金兵衛へ発信、入社勧誘	
11・13	酒井良明へ発信、加入者五百名と報ず	
11・15	早矢仕宛江木・小泉・中上川・莊田書翰、副規則原案 出来	
11・16	草間時福へ発信、入社希望者小川武平への説明を依頼	11・17 副規則原案検討か
11・18	児玉淳一郎へ発信、入社勧誘の遅延を詫る	12・6 副規則草案審議開始
12・14	岡本貞然へ発信、群馬県吏をやめ、交詢社の専任職員 になることを勧める	12・7 発会式は十三年一月二十五日、宇都宮三郎所有家屋の 寄付受納、創立費検査委員二名等を決める
12・19	小幡篤次郎へ発信、勧誘者名簿のこと	12・10 創立事務委員増員、庶務掛・検査掛・営繕掛をおく
12・22	猪飼麻次郎へ発信、加入者千二百余名と報ず	12・19 会場掛七名選出
		12・28 宇都宮寄付家屋の営繕開始

付記

本稿の作成に際し、多くの方々の御指導と御協力のあったことを記しておく。特に富田正文氏は全編にわたり御校閲をたまり、交詢社・慶応義塾史資料室・西村郁郎氏・曾我なつ子氏・浅野長孝氏には貴重な史料の供覧を許可され、また高輪真澄氏には史料探訪等の助力をえた。併せて感謝するものである。(一九八〇・四・三)

註

(1) 交詢社を日本最古の社交クラブと規定することに、多少のこだわりを持つ向もあるかもしれないので、ここに簡単に註記しておく。交詢社と比較される社交クラブに華族会館があるがこの華族会館はかなり複雑な変遷をたどっている。創立は明治七年六月一日であるが、それ以前、前年十二月六日に秋月種樹河鱈実文、尾崎三良らによって「通欵社」なるものが結成され同時期に中山忠能、松平春嶽、大原重徳、伊達宗城らによって結成された「麝香間祇候会議」とが合同して組織したのが「華族会館」である。その目的とするところは「同族親睦相扶助シ(中略) 學術并華族ノ義務トスベキ事ヲ研窮シ(中略) 上ハ以テ王室ヲ保護シ下ハ以テ衆庶ヲシテ安着セシメンコトヲ要ス」とあって、華族を構成要素とし、王室保護衆庶安着を目的とする特定身分の結社である。しかも翌八年十月七日に明治天皇の臨幸があり、その際下された勅語の意を体して十一月二十七日に、「華族会館章程」が決定している。その第一章には「会館ハ勅諭ヲ遵奉シ華族一般会同従事スル所ナリ」と規定されており、いわゆる西欧風の社交クラブとは到底考えられない。明治十七年十二月に九条道孝らによって会館のクラブ化がさげばれこの改革案をめぐって会員間で大議論がおこり、改革の支持派と反対派の紛争は会館分裂の危機を招きかねない情勢であったという。このクラブ化の傾向は徐々に強まり、明治二十三年七月から鹿鳴館の一部を借用するようになり、三十一年二月から完全に引越してくるようになって、華族会館はようやくクラブ

としての面を強く出してきた模様である。華族会館については社団法人霞会館発行の『華族会館史』(昭和四一年)、『華族会館の百年』(昭和五〇年)、『初期華族会館関係資料展示目録』(昭和五〇年)等を参照した。なおこれらの文献の借用は浅野長孝氏の好意による。記して感謝する次第である。

なお石井研堂著『明治事物起源』によれば、明治五年四月、西村勝三・伊東幸三らが「ナショナル・クラブ」の設立を出願して、元土州藩邸を建設用地として東京府が許可した、との記事を掲げているが、その後の活動状況は不明なので、恐らく実現しなかったものであろう。

(2) 福沢の大久保・勝訪問と後述の六月一日付勝安芳宛福沢書翰とは、従来の『慶応塾百年史』上巻や『福沢諭吉全集』第一七巻・第二一巻等の文献では、明治十二年のこととしているが『海舟日記』(『勝海舟全集』20巻、勁草書房刊)明治十一年四月十一日条に「福沢諭吉、学校の云々内談」とか、同年四月十六日条に「溝口、福沢、学校の事、内談」とあるところより、福沢全集の校訂者富田正文氏は『別冊歴史手帖』1(昭和四十九年三月、名著出版)、『福沢手帖』3(昭和四十九年七月、福沢諭吉協会)、『福沢諭吉年鑑』2(昭和五十年九月、福沢諭吉協会)において、これを明治十一年のことであると訂正している。

(3) 明治十一、二年ごろの慶応義塾の授業料(当時は受教料といった)を知る材料は、いまのところ見当らない。学則や学費その他慶応義塾の規約や規則等をまとめた史料は、明治四年より発行された『慶応義塾社中之約束』と題する小冊子であるが

右の年代のものは現存しない。明治十二年五月に改正されたこととはわかっているが、内容は不明である。しかし同約束の「明治九年四月改鑄」の受教料は毎月二円二十五銭であり、「十三年七月改鑄」の受教料は一円七十五銭となっており、毎月五十銭（二二パーセント）の値下げで、生徒数三百名とすれば、毎月五十円の収入減となる。この金額は二十年ごろまで続いている。

(4) 当時塾長の浜野定四郎、教員の筆頭格門野幾之進と塾監（事務職員の名）益田英次の三名は、福沢諭吉の依頼により、義塾の経営を一年間請負ったといわれる。その時期にあまり明確ではないが、十二年十月ごろのことらしい。その間、一般社会の景気もやや向上し、入学するものの数もいくらかふえてきたので、一年間で千五百円の余剰金ができた。その千五百円を福沢との約束であり、三名で分割し五百円ずつもらったということである（『門野幾之進先生事集文集』一七八頁）。

(5) 半減案を提案したのは鎌田栄吉であり、それを修正して三分の二減としたのは、渡部久馬八であったという（『鎌田栄吉全集』第一卷一八七頁）。

(6) 石井敏達「第一回府会のところ——とくに福沢諭吉との関係——」（『都議会議りポート』四二号、一九七三年九月、『福沢諭吉年鑑』1、一九七四年に再録）

(7) 「明治三十年四月十八日東京帝国ホテル交詢社第十八大会の演説」『交詢雑誌』第五二六号明治三十年七月二十日刊、『福沢諭吉全集』一九一六九に再録

(8) 『鎌田栄吉全集』の第一卷一九四頁、なお鎌田はそれ以前明治四十一年一月十三日の交詢社新年会兼増改築落成披露晩餐会の席上でも「故福沢先生は最初慶応義塾の演説館の隣房なる一室に腰高障子を箝めて諸士の集談所に宛て所謂千客万来の意味を以て万来舎と名づけられたりき。今日は種々の倶楽部あれど恐らくは此万来舎が日本に於ける社交倶楽部の嚆矢なりしなるべし」（明治四十一年一月十四日付『時事新報』）と述べている。

(9) 慶応義塾における最初の同窓会は明治十三年五月二十九日に湯島昌平館で催されたが、その後は続かず時折開催される程度のもので、むろん規則などはなかった。規約をつくって毎年開催するようになったのは、福沢死後の明治三十四年四月以降のことであるから、ここでいう同窓会とは、やはり交詢社のことと思われる。

(10) 曾我なつ子氏は丸善の創始者早矢仕はやしゆうてき有的の孫に当る方で、有的關係の史料を大量に所蔵しておられる。今回交詢社関係史料の披見を特に許されたことに対し、感謝の意を表する次第である。この書翰の外、早矢仕有宛の書翰はすべて曾我氏所蔵の原本を引用したものである。なお引用文の句読点は筆者の責任において付したものである。

(11) 最初に何故「日東社」と名付けたのか、「緒言」や「社則」をみてもその理由は全くわからない。単なる日本の異称の意をとったものであろうか。昆野義平氏の教示によれば、明治十二年ごろ若山儀一が生命保険会社を起そうと企画し、その会社

名を日東保生会社と称したとの事である。『若山儀一全集』上巻には「日東保生命会社ニ賛同シ人命保険ヲ勸ムル文」(仮題)という文章が(明治十三年と推定)が載せられているが、この保険勧誘文にも、会社名の由来はしるされていない。

(12) 『朝吹英二君伝』第一一四頁に「名前は小幡先生の提案で『智識を交換し、世務を諮詢す』の文句から、交詢社と命名され」たとある。なお、この朝吹伝によると、交詢社結成の動機は東京府会の議長選挙で、福沢が福地に敗れて副議長におとされたことを三田の不面目として、朝吹、中村道太、早矢仕有的らが福沢を説得して議員を辞任させてしまった。しかしこのままじっとしては三田の権威にかかわるとして、朝吹、中村、小泉信吉らが集会場の建設を計画し、それが発展したのが交詢社であるという。この説は旧門下生のなかには、このような感情を持つものがあつたかもしれないが、今日それを裏付ける材料が見当たらないので、あえて註記するに留める。

(13) この時期の福沢批判については伊藤正雄の論文「明治十年代前期におけるジャーナリズムの福沢批判」(『福沢論吉論考』所収)が詳しい。

(14) 九鬼隆一について細かく述べる余裕がないので、詳細は伊藤正雄「福沢論吉と岡倉天心―九鬼隆一をめぐる両者の立場について―」(『福沢論吉論考』所収)を参照されたい。